

第1 計画策定

1 計画策定の趣旨

本市では、平成17（2005）年に「朝霞市防犯推進条例」を施行し、この条例に基づき、平成18（2006）年に朝霞市防犯推進計画【平成18（2006）年度～平成22（2010）年度】を、平成23（2011）年に第2次朝霞市防犯推進計画【平成23（2011）年度～平成27（2015）年度】を、平成28（2016）年に第3次朝霞市防犯推進計画【平成28（2016）年度～平成32（2020）年度】を策定するとともに、計画内容を具体化した実施計画に基づき、防犯に関する施策を推進してまいりました。

近年、犯罪の発生は減少する傾向にありますが、複雑巧妙化する振り込め詐欺などの高齢者を狙った特殊詐欺犯罪への対応や、子どもに対する声掛け事案や不審者の出没などの犯罪の前兆行為の防止など、安全で安心なまちづくりを推進するためには、引き続き、市、市民、事業者、土地建物所有者等及び警察やその他の関係機関・団体が一体となり、防犯活動を継続していくことが必要です。

このたび、この計画期間の終了にあたり、「犯罪を起こさせにくい地域環境づくり」をより一層推進するため、第4次朝霞市防犯推進計画【令和3（2021）年度～令和7（2025）年度】を策定するものです。

2 市民意識調査にみる施策満足度・重要度

令和元（2019）年12月、第5次朝霞市総合計画後期基本計画策定に伴う市民意識調査を行った結果、市の取組全29項目のうち、「生活（防犯、消費生活等）」の満足度は、高い方から8番目となっております。重要度については、高い方から4番目となっており、『現状維持を図るべきと考えられる項目』とされているものの、満足度よりも重要度が高いことから、さらなる防犯施策を推進する必要があると考えられます。

3 本市の犯罪情勢とその背景

本市における令和元（2019）年の刑法犯認知件数^{注1}は924件となり、平成18（2006）年・19（2007）年以降減少傾向で、過去最も低い数値となっています。これは、埼玉県においても同様の傾向となっています。

また、令和元（2019）年の街頭犯罪認知件数^{注2}は384件で、刑法犯全体の41.5%を占めています。特に自転車盗の271件は、街頭犯罪の70.6%を占めています。

なお、人口千人当たりの本市の刑法犯認知件数は令和元（2019）年で6.60件となっており、平成27（2015）年の9.55件と比較すると2.95件減少しています。県内72市区町村（さいたま市は区で集計）中、平成27（2015）年においては29番目の発生率でしたが、令和元（2019）年においては39番目となっています。

犯罪件数が減少したのは、市内に結成された朝霞市防犯パトロール隊^{注3}によるパトロール実施、事業者の事業活動における積極的な防犯活動への取組、土地建物所有者等の防犯に配慮した環境整備の実施など、第3次朝霞市防犯推進計画で定めた取組の効果が表れたものと思われま

す。振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害の発生状況については、増減の波はあるものの大きく増加はしていません。この要因の一つは、市民に「留守番電話機能」を利用することが浸透したためであると考えられます。しかし、現金やキャッシュカードを手渡しさせる方法や電話口にて指示を行い被害者自身にATMを操作させて入金を行わせる方法等、特殊犯罪の手法が多様化されており新たな被害が発生しています。

また、子どもに対する声掛け事案の発生認知件数についても同様に増加傾向にはないものの、犯罪に巻き込まれる危険性が多くなっており、その発生場所についても大きく偏りがあるわけではありません。刑法犯全般的においても、地域における偏りは認められず、これは特定の地域において犯罪の発生に差はなく、犯人の得意とする場所によって、犯罪が発生しているからであると考えられます。

^{注1} 刑法犯の総数から交通関係の業務上（重）過失致死傷罪を除いたもので、被害の届出、告訴、告発その他の端緒によりその発生を警察が確認した件数をいいます。

^{注2} 自転車盗、車上ねらい、オートバイ盗、部品ねらい、ひったくり、自動車盗、路上強盗、自動販売機ねらいをいいます。

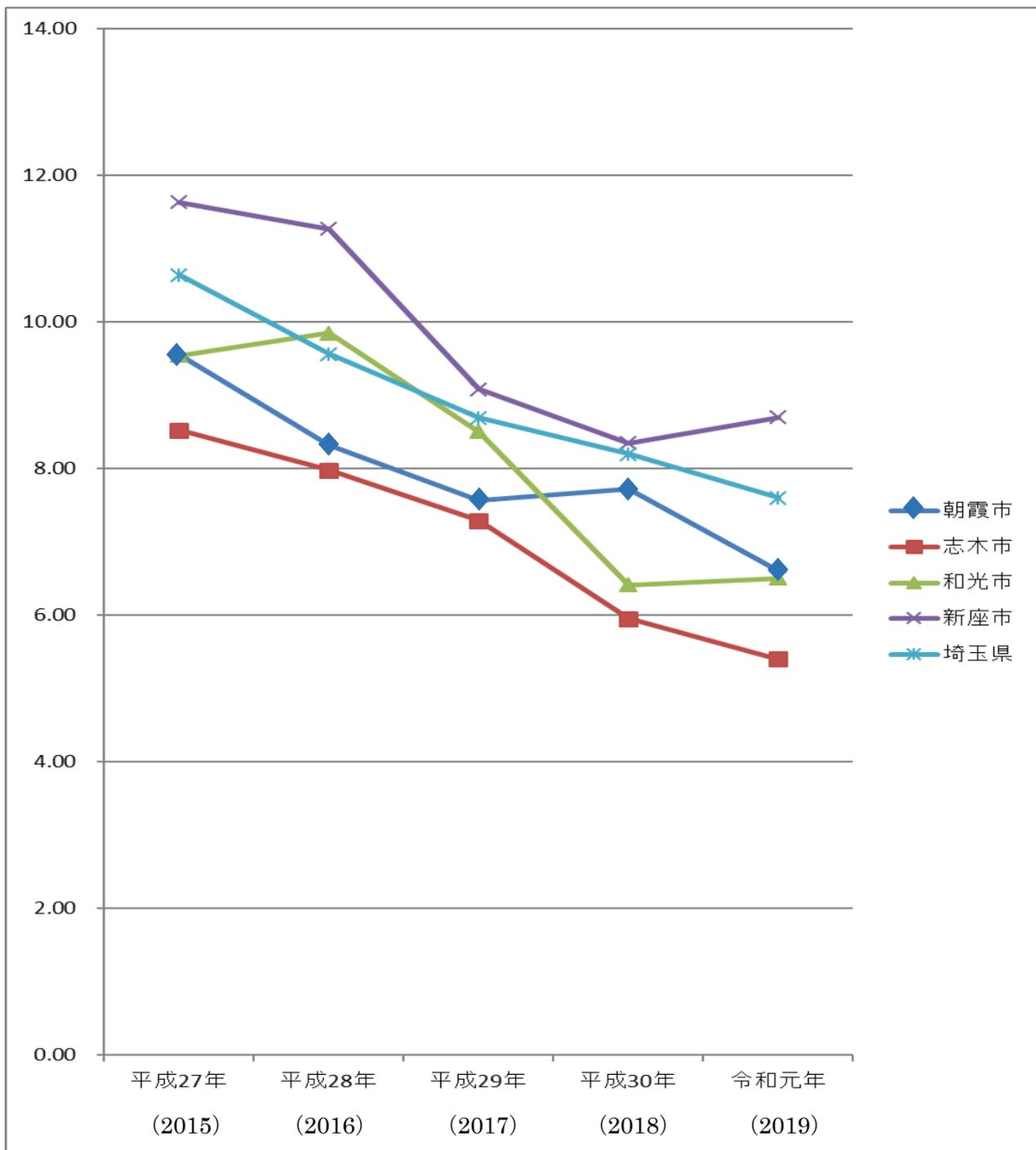
^{注3} 自主防犯パトロールを行う団体のうち、朝霞市の認定基準を満たす団体を朝霞市防犯パトロール隊として認定しており、認定を受けた団体を総称して「朝霞わがまち防犯隊」としています。認定の基準は、①団体の構成員が5人以上であり、②月1回以上の自主防犯パトロールを行っていることとしています。

■人口 1,000 人当たりの刑法犯認知件数

(単位：件)

	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)
朝霞市	9.55	8.32	7.57	7.72	6.60
志木市	8.52	7.98	7.29	5.95	5.40
和光市	9.54	9.85	8.50	6.41	6.50
新座市	11.63	11.27	9.08	8.35	8.70
埼玉県	10.64	9.56	8.69	8.20	7.60

※各年とも 4 月 1 日現在の人口で算出

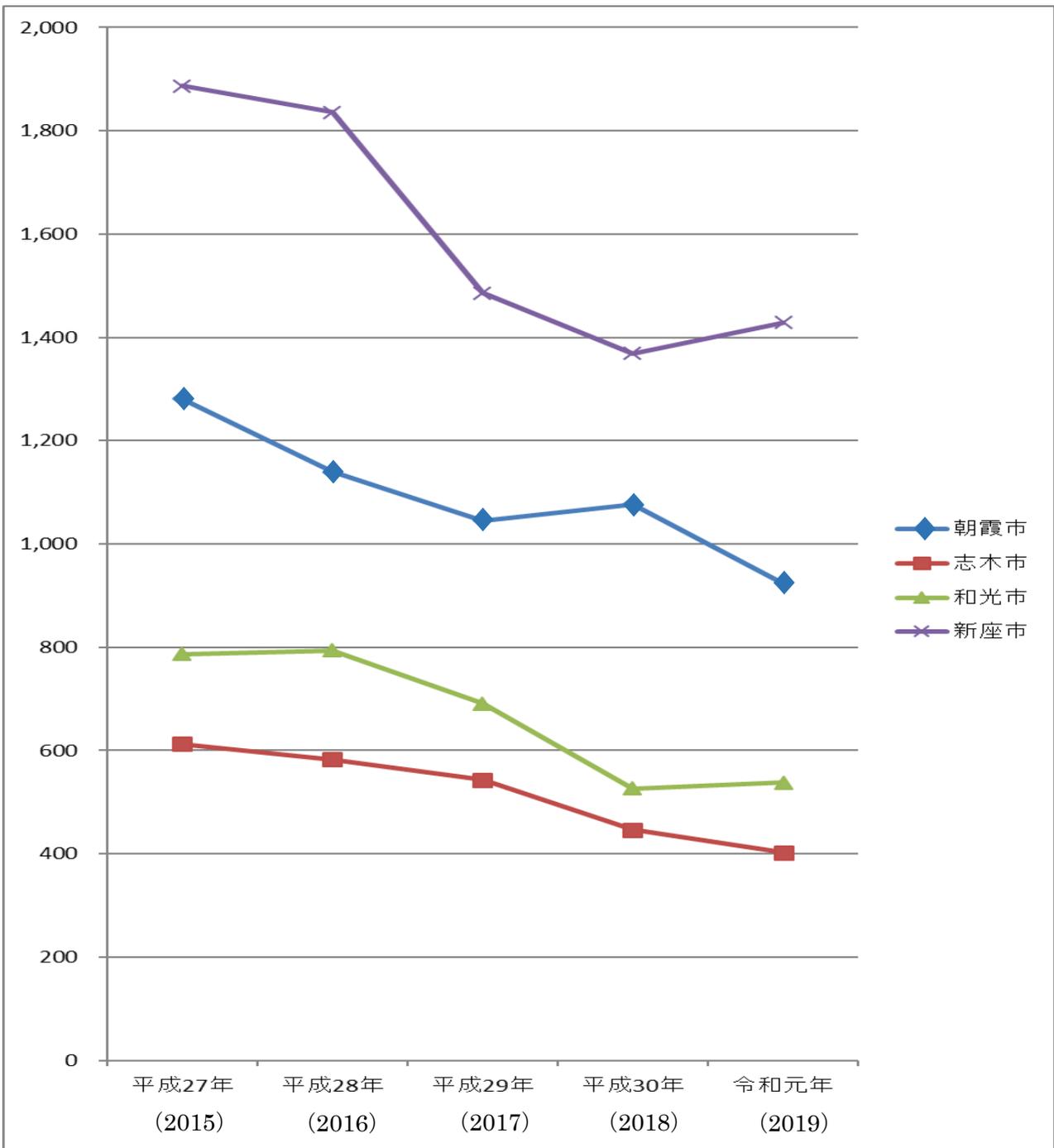


(資料：埼玉県県民生活部防犯・交通安全課)

■ 刑法犯認知件数（犯罪発生件数）

（単位：件）

	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)
朝霞市	1,281	1,139	1,045	1,077	924
志木市	613	583	543	446	402
和光市	787	794	691	526	538
新座市	1,887	1,836	1,486	1,369	1,429
埼玉県	73,456	69,456	69,456	60,001	55,497

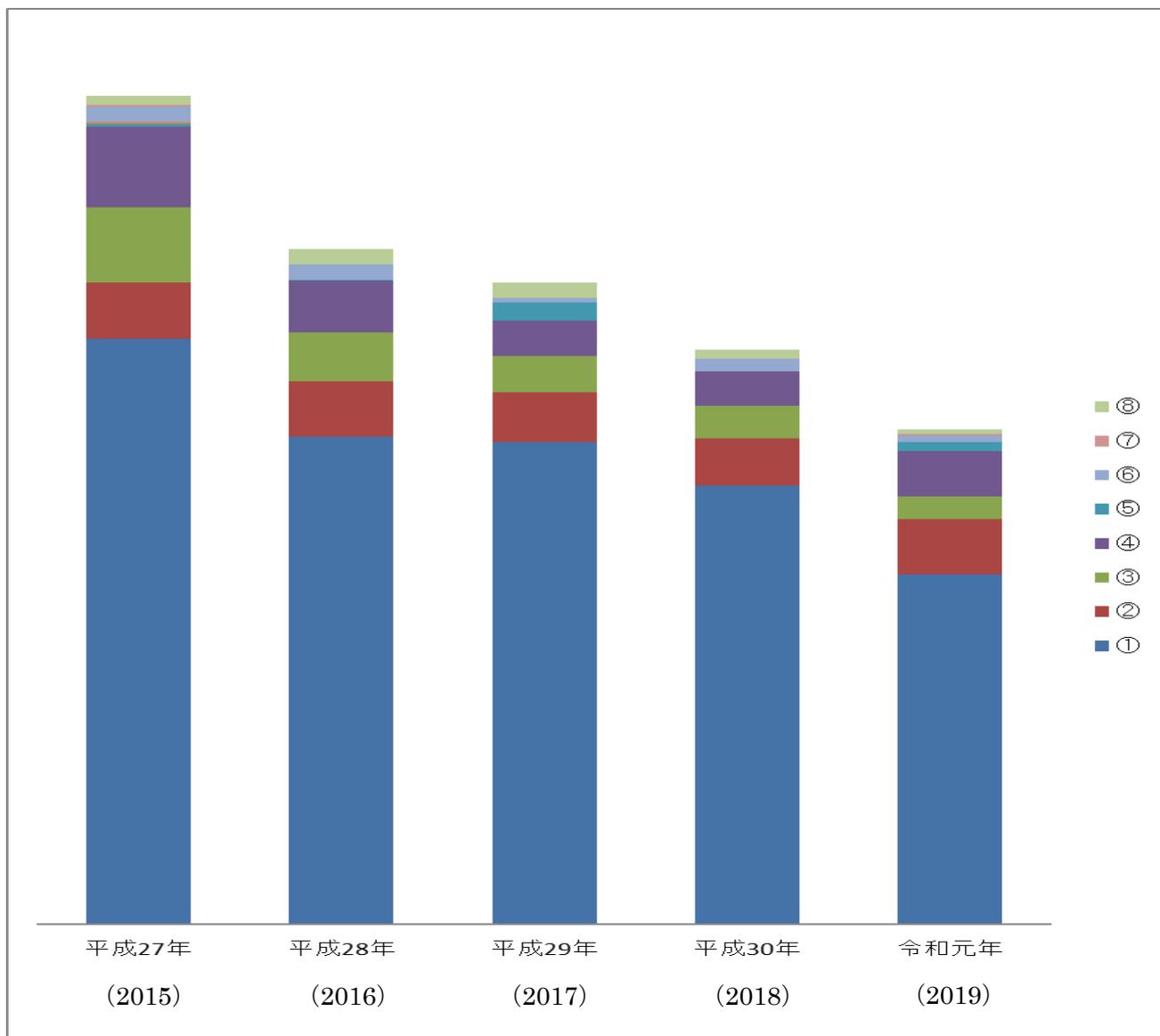


（資料：埼玉県警察本部生活安全企画課）

■朝霞市内の街頭犯罪認知件数

(単位：件)

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	
①	454	378	374	340	271	①自転車盗
②	44	43	39	37	43	②車上ねらい
③	58	38	28	25	18	③オートバイ盗
④	63	40	27	27	35	④部品ねらい
⑤	2	1	14	0	7	⑤ひったくり
⑥	12	12	4	10	5	⑥自動車盗
⑦	2	0	0	0	1	⑦路上強盗
⑧	7	12	12	7	4	⑧自動販売機ねらい
合計	642	524	498	446	384	

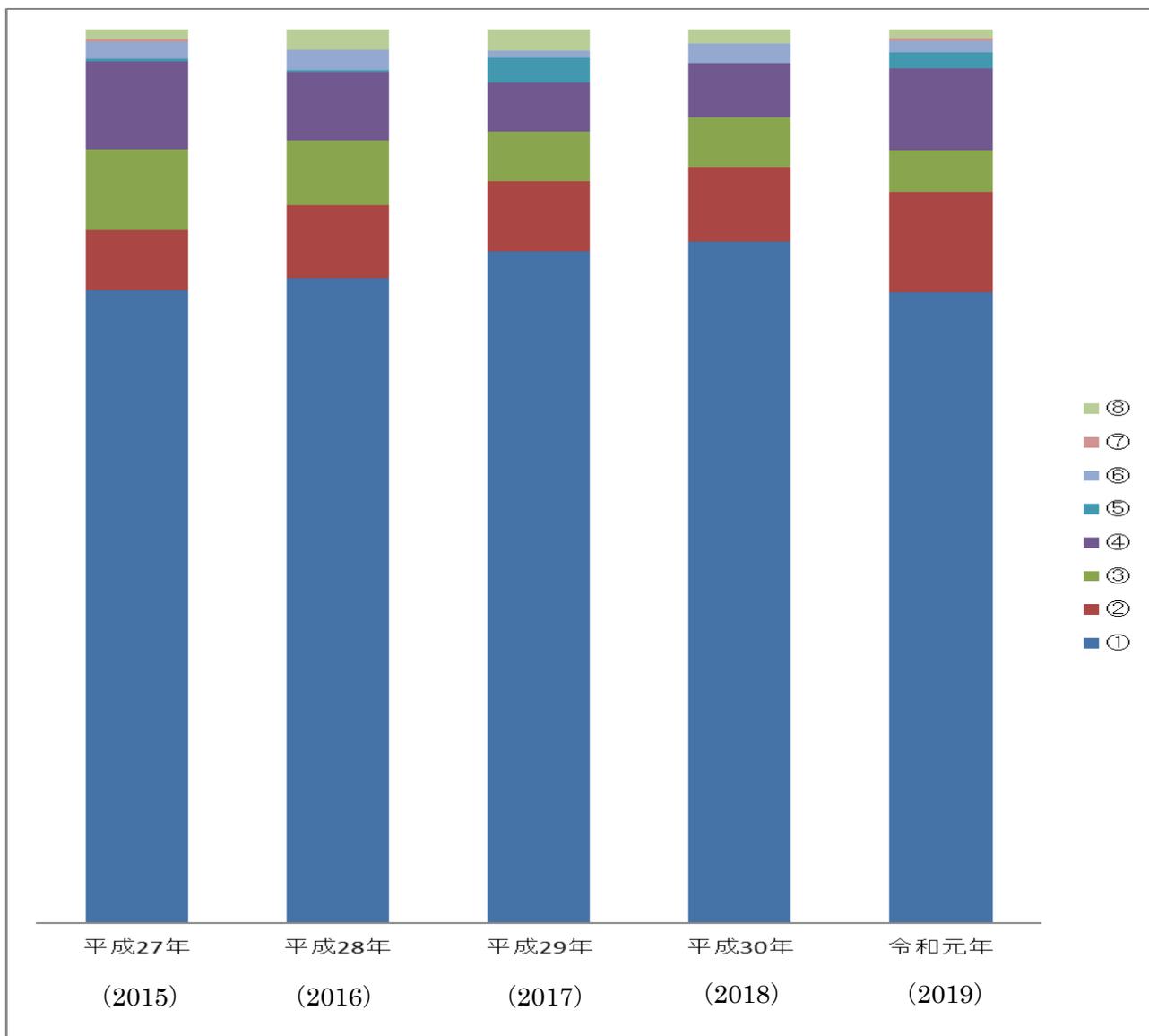


(資料：埼玉県県民生活部防犯・交通安全課)

■朝霞市内の街頭犯罪構成比率

(単位：%)

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	
①	70.7%	72.1%	75.2%	76.2%	70.6%	①自転車盗
②	6.9%	8.2%	7.8%	8.3%	11.2%	②車上ねらい
③	9.0%	7.3%	5.6%	5.6%	4.7%	③オートバイ盗
④	9.8%	7.6%	5.4%	6.1%	9.1%	④部品ねらい
⑤	0.3%	0.2%	2.8%	0.0%	1.8%	⑤ひったくり
⑥	1.9%	2.3%	0.8%	2.2%	1.3%	⑥自動車盗
⑦	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	⑦路上強盗
⑧	1.1%	2.3%	2.4%	1.6%	1.0%	⑧自動販売機ねらい
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	



(資料：埼玉県県民生活部防犯・交通安全課)

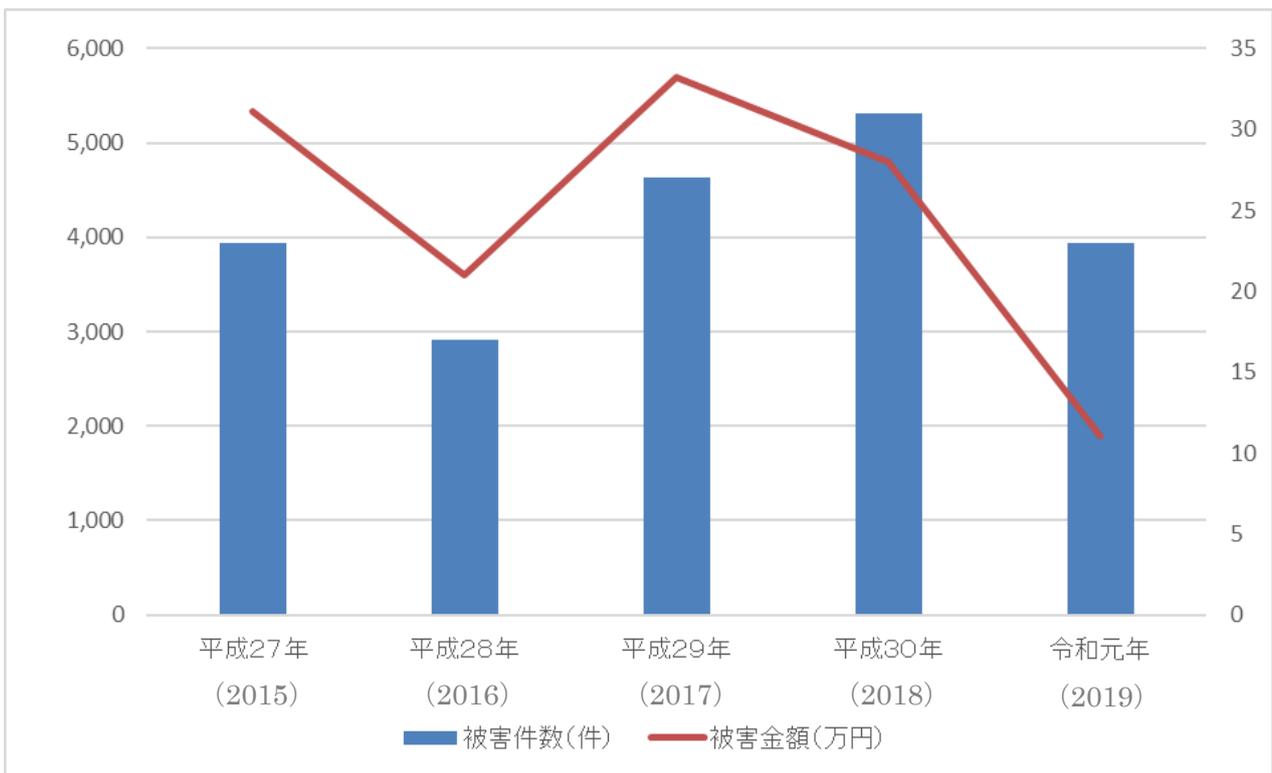
■朝霞市内の特殊詐欺被害の発生状況

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
被害件数(件)	23 (1)	17 (1)	27 (1)	31 (1)	23 (2)
被害金額(万円)	5,335	3,594	5,701	4,805	1,889
予兆通報件数(件)	308	228	375	805	725

※被害件数のカッコ内は未遂件数

※被害金額は千円以下切り捨て。

※予兆通報件数…犯人からの電話を受け、警察に通報した件数

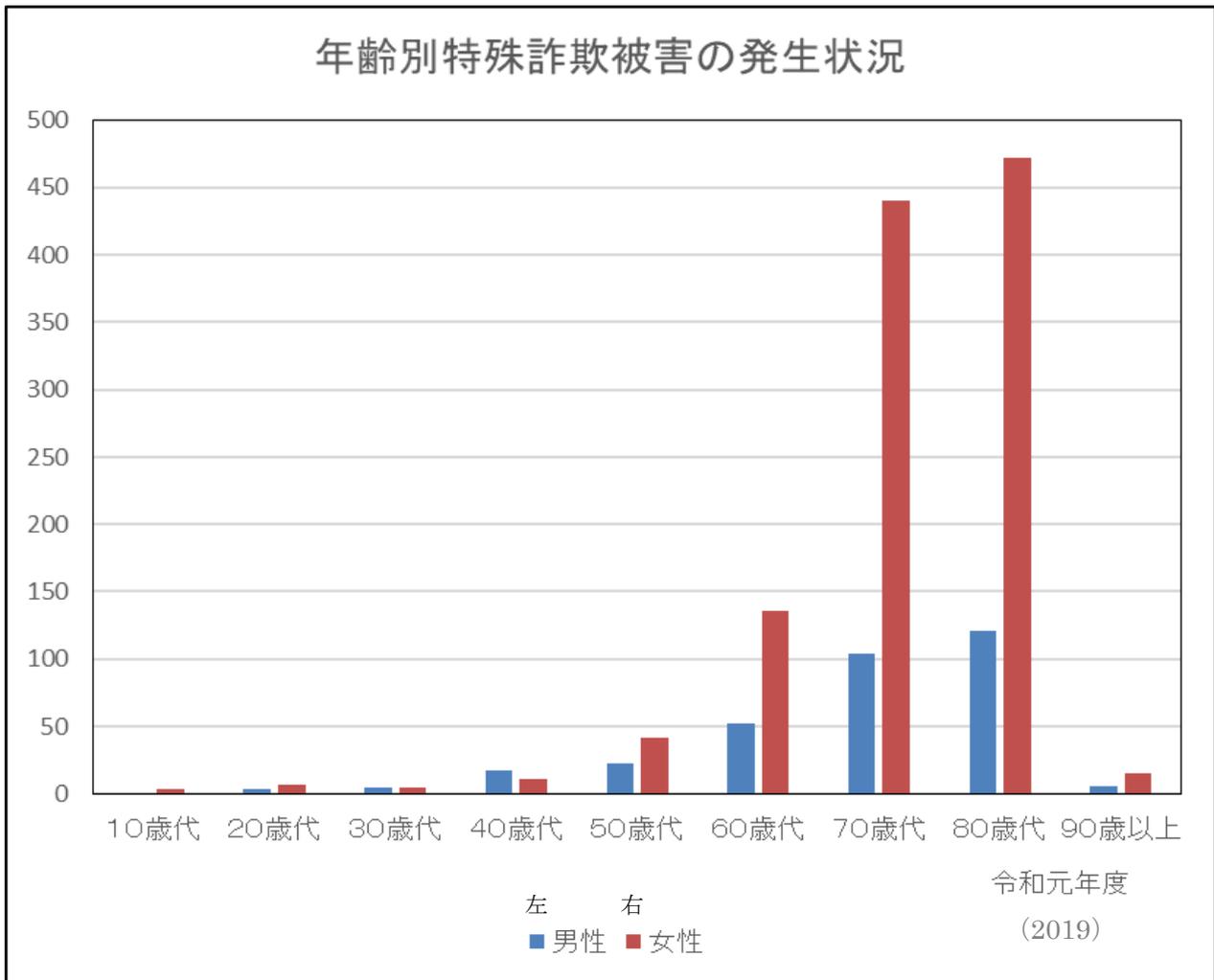


(資料：埼玉県県民生活部防犯・交通安全課)

■令和元（2019）年度年齢別特殊詐欺被害の発生状況（埼玉県内）

（単位：件）

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳以上
男性	0	3	5	17	22	52	104	121	6
女性	3	7	4	11	41	136	440	472	15
総計	3	10	9	28	63	188	544	593	21



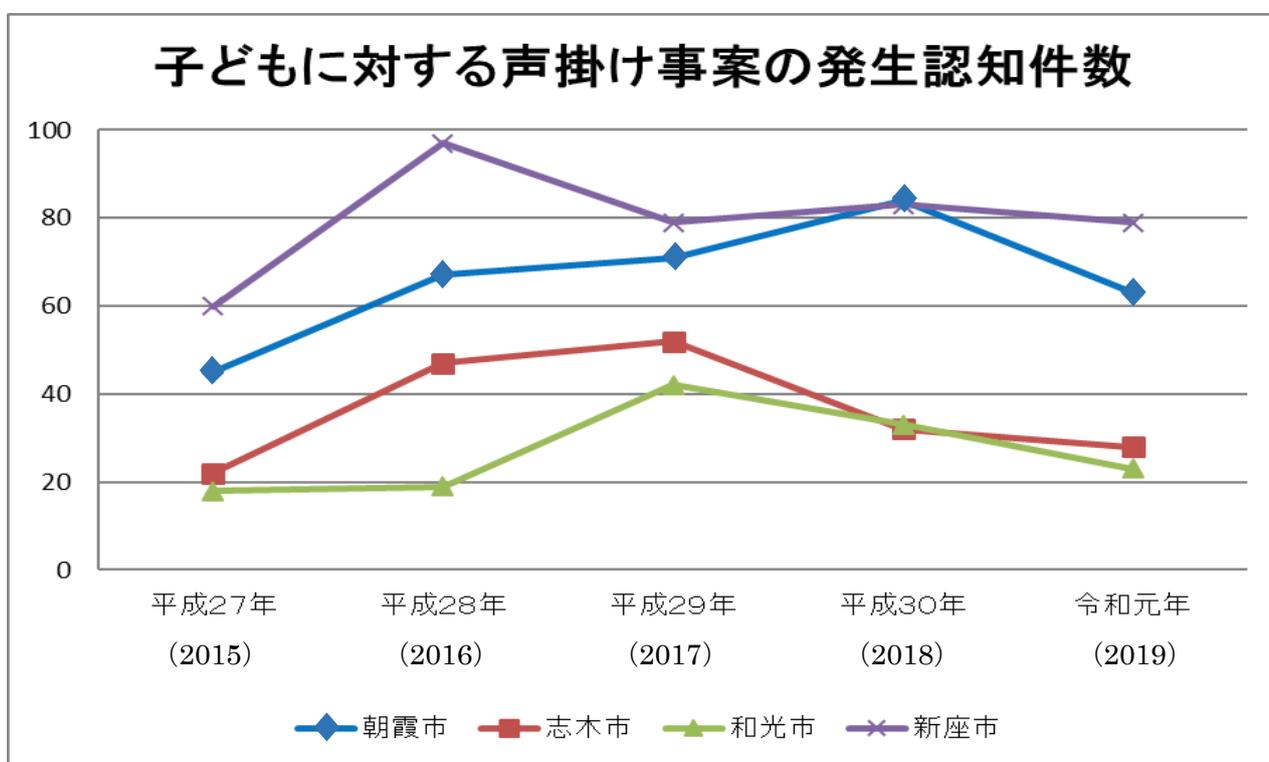
（資料：埼玉県県民生活部防犯・生活安全総務課）

■子どもに対する声掛け事案の発生認知件数

(単位：件)

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
朝霞市	45	67	71	84	63
志木市	22	47	52	32	28
和光市	18	19	42	33	23
新座市	60	97	79	83	79
埼玉県	2,481	3,045	3,318	3,280	3,312

※声掛け事案の定義…18歳以下の者に対して、犯罪行為には至らないが、「声を掛ける」「手を引く」「肩に手をかける」「後をつける」等の行為で、略取・誘拐や性的犯罪等の重大な犯罪の前兆として捉えられる事案をいう。



(資料：埼玉県警察本部)

■空き家等の管理不全に関する対応状況

(単位：件)

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
情報提供受付件数	47	23	27	23	37
対象外の件数(※)	4	2	3	1	4
管理状態改善済み 件数	32	13	18	14	17
所有者に対する情 報提供・相談中の 件数	5	2	1	0	5
未改善の件数 (うち所有者調査 中の件数)	6 (1)	6 (1)	5 (3)	8 0	11 (2)

※対象外…調査の結果、適正に管理されていることが確認できた等の理由による。

(資料：朝霞市都市建設部開発建築課)

4 第4次朝霞市防犯推進計画の見直しにあたり

(1) 第3次防犯推進計画の総括

第3次計画については、実施計画において具体的な取り組みを進めるとともに、毎年度当初、朝霞市防犯推進庁内連絡会議及び防犯推進計画会議において、その進捗状況等について意見交換をしてきました。

その結果、既述のとおり、直近5年間で犯罪認知件数は減少するとともに、市民意識調査においても、満足度が高いとの評価を受けていることから、第3次計画の取り組みが有効であったと考えられます。

特に、特殊詐欺の予兆電話が発生した際、防災行政無線を利用し周知する等の広報や自主防犯活動隊の啓発等の取り組みは犯罪を未然に防ぐための大きな一因となっております。

(2) 埼玉県防犯のまちづくり推進計画（令和2年度～6年度）との関係

埼玉県の令和2（2020）年度からの計画において、防犯カメラ設置の促進が新たに計画に追加されました。また、性犯罪・性暴力根絶を目指した取り組みを強化していくこととなっております。本市においても、防犯カメラを内蔵した自動販売機の設置のため事業者と連携を強化することや性犯罪・性暴力をなくすための広報、啓発を行うなど、県計画との整合を図りながら本市の第4次計画を検討する必要があります。

5 第4次朝霞市防犯推進計画の方向性

第3次計画の総括及び埼玉県の計画を踏まえ、第4次計画の方向性について、以下の3点に留意して策定することとします。

第4次朝霞市防犯推進計画の方向性	
1	第3次計画の取組を継続する
2	広報、啓発活動を強化する
3	事業者との連携を強化する